

甲府市甲運第一保育所

重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は次のとおりです

1 事業者運営主体

事業者の名称	甲府市
事業者の所在地	甲府市丸の内1丁目18番1号
事業者の電話番号	055-237-1161
代表者氏名	甲府市長 樋口 雄一
定款の目的に定めた事業	運営規定に基づき、保育を必要とする児童を受け入れ保育を行う

2 利用施設の概要

種別	保育所	
名称	甲府市甲運第一保育所	
所在地	甲府市川田町 121 番地	
電話番号・FAX	電話番号 055-233-3851、FAX 055-233-3851	
管理者	所長	
開設年月日	昭和 29 年 7 月 1 日 平成 22 年増築	
利用定員（年齢別）	満 3 歳以上の児童	56 人
	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童	28 人
	満 1 歳未満の児童	6 人
取扱う保育事業	延長保育	

3 施設・設備の概要

敷地面積	2042 m ²	
園舎	構造	RC 造 平屋建て
	延床面積	628.74 m ²
施設設備	乳児室	1 室 ひよこ組 (0 歳児)
	ほふく室	1 室 たんぽぽ組 (1 歳児)
	保育室	4 室 すみれ組 (2 歳児クラス) もも組 (3 歳児クラス) うめ組 (4 歳児クラス) さくら組 (5 歳児クラス)
	調乳室	1 室
	調理室	1 室
	幼児用トイレ	1 室
	事務室	1 室
	設備の種類	プール・冷暖房等・屋外トイレ・屋外遊具・AED 設置
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場	887.3 m ²

4 施設の目的・運営方針

<目的>

○運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

*運営方針（保育理念）・・・『次代を担う子どもたちを育む』

○子どもと子育て家庭の笑顔をつくる。

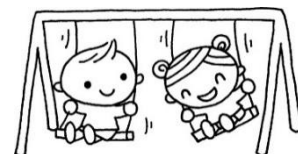
○将来を担う子どもたちの「思いやる心」や「生きる力」など心身ともにすこやかな成長を育む。

*保育方針

- 1) 家庭や地域社会連携を図り、保護者に対する支援や地域の子育て支援等社会的役割を果たす。
- 2) 健康・安全で情緒の安定した環境の中で、健全な心身の発達の育成を図る。
- 3) 養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成する。



【心身ともにすこやかな子ども】



*年齢別保育目標

- 0歳児・・・安心安全な環境の中で自分の生活リズムをつかみ、保育士との信頼関係を築く。
- 1歳児・・・安心できる保育士との関係の中で要求を満たし、自分でしようとする意欲が芽生える。
- 2歳児・・・自らを受け止めてもらうことで安心して思いを表現し、保育士や友だちとの生活や遊びを楽しむ。
- 3歳児・・・基本的な生活習慣を身につけ、様々な遊びや活動を通して社会性を育む。
- 4歳児・・・好奇心や探究心を持って様々な活動に取り組みながら、友だちとの関わりを深めていく。
- 5歳児・・・様々な活動を通して友だちと互いを認め合い、一つの目標に向かって主体的に取り組み達成感や充実感を味わう。



5 職員体制

所	長	1人（資格：有）	
保	育	士	15人（常勤9人 非常勤6人）
調	理	員（栄養士除く）	3人（常勤1人 非常勤2人）
看	護	師	-人（非常勤 -人）

6 保育・教育を提供する日

保育・教育を提供する日は月曜日から土曜日までとします。
ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育・教育を提供する時間（保育を提供する時間は、次の通りとします）

(1) 開所時間 7時30分～19時30分

保育標準時間	7時30分～18時30分	*18時30分～19時30分	延長保育（1時間200円）
保育短時間	8時30分～16時30分	*7時30分～8時30分 *16時30分～19時30分	} 延長保育（1時間200円）

(2) 保育標準時間認定にかかわる保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は19時30分までの範囲内で延長保育を提供いたします。（延長保育の利用にあたっては市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに別途利用者負担が必要となります）



(3) 保育短時間認定にかかわる保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時30分までの範囲内で延長保育を提供します。
（延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります）

(4) 土曜日の保育時間

保育に欠ける場合に限り（入所基準である保育の利用を必要とする理由）7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

- *甲運第一保育所、玉諸保育所、中道保育所に入所されているおさまを甲運第一保育所で合同保育いたします。
- *給食提供をいたします。
- *土曜保育ご利用の場合、土曜保育申請書（年度初めまたは初回利用時）と土曜保育利用予定表（毎月）を提出してください。なお、土曜保育利用予定表は給食発注・職員配置の都合上、前月の20日までに保育所に提出してください。



8 利用料金及び支払方法

保育料 (0・1・2歳 児クラス)	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※保護者の市町村民税にて算出 口座振替により市へ直接納付、振替日は各月の末日 (金融機関が休業日の場合は翌営業日が振替日)	口座振替(各月の月末) *休業日の場合は翌日
給食費 (3・4・5歳 児クラス)	月額4,950円(主食・副食が含まれた金額) 支払方法は上記の保育料と同様	保育料と同様
延長保育利 用料	【保育標準時間】 18:30~19:30(1回200円) 【保育短時間】 (平日) 7:30~8:30(1回200円) 16:30~19:30(1時間につき1回200円) (土曜日) 7:30~8:30(1回200円) 16:30~18:30(1時間につき1回200円)	保育所で徴収し市へ納付
日本スポーツ 振興センター 共済掛金	保護者負担金 245円 (年額)	保育所で徴収し市へ納付
保護者会費	月500円 年間6,000円(4・10月徴収)	保育所徴収、保護者会管理
その他	教材(全園児)・絵本代(2.3.4.5歳児)	教材販売を業社が行う

※保育料の納入については減免制度がありますので、甲府市役所子ども保育課にご相談ください。

※副食費については減額となる場合もありますので、保育所にお問い合わせください。

9 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

*健康

- ◎年に2回尿検査を行います。尿検査では二次検査が最終提出となります。二次でも提出できなかった場合には、各家庭にて医療機関で検査の上、結果を保育所に提出していただきます。(自費)
- ◎春と秋に委託医による健康診断を行います。(内科・歯科)
- ◎毎月の発育測定では、身体の成長を測定するとともに、爪や皮膚などの全身状態も合わせて観察するため、肌着になって測定します。
- ◎保育の中で衛生指導を行います。
- ◎年齢に応じた基本的な生活習慣の確立をしていきます。



*食事

- ◎食事の正しい習慣を身につけます。
- ◎楽しい雰囲気の中で食事をします。
- ◎自分達で育てた野菜を食べたり、毎日の給食を通して食べることの大切さを学びます。
- ◎離乳食・乳児食は一人ひとりの成長にあわせて、調理を行っています。
- ◎医師の指示書のもと保護者と連携を取りながら、アレルギー除去食も行っています。
- ◎毎月給食検討会を開き、豊富なメニューが用意できるよう心がけています。

*安全

- ◎災害を想定した避難訓練を毎月園児と職員で行っています。(地震・火災・水害・不審者)
- ◎コドモンアプリの配信で、引き渡し訓練を行っています。
- ◎甲府市交通指導員による交通安全教室を年4回行っています。就学時等の交通指導も受けます。
- ◎子ども達が安全に活動出来るよう園内の遊具等の点検を毎日行っています。
また、業者による点検も年1回実施しています。
- ◎衛生管理に気を付けています。



*生活とあそび

- ◎異年齢保育を取り入れながら、友達とのつながりを深めます。
- ◎散歩を取り入れ自然に親しみ、興味や関心をもちます。
- ◎絵本・童話・紙芝居等を見たり聞いたりして、想像力を育てます。
- ◎友達と協力しながら、意欲的に様々な活動を行います。
- ◎歌をうたったり、リズム楽器を使ったりする楽しさを味わいます。
- ◎戸外で体を動かして元気に遊びます。



*その他の保育

【障がい児保育】

みんなと一緒に生活することによって多くの刺激を受け、認め合いながら理解を深め思いやりの心を養います。

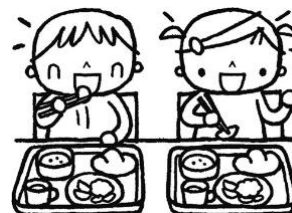
【小学校との連携】

小学校への就学に伴い、小学校との交流（1年生と一緒に楽しい活動）を行い、円滑な学校生活を送れる様に配慮しています。

10 給食について

<給食の提供にあたって>

- *自園調理（離乳食やアレルギー食に対応しています）
- *献立表配布（月毎）
- *地産地消の推進
- *給食検討会
- *食育への取り組み



<アレルギー対応について>

- ① 食物アレルギー疾患生活管理指導表を提出してください。
(医師の診断を受け、6ヶ月ないし1年に1回提出してください)
- ② 指示書に従って除去食(原則的には完全除去)及び代替食の提供をします。除去食の解除にあたっては医師の診断後、ご家庭で5回以上喫食し異常がない場合解除申請書(保護者記入)を提出してください。

11 入所・進級にあたってのおねがい



《 持ち物について 》

- ☆ 感染症対策の為、かばんにマスク(記名したもの3枚)を入れておいてください。
(もも・うめ・さくら組)
- ☆ 毎週金曜日に、もも・うめ・さくら組は上履き・午睡布団・防災頭巾カバーを持ち帰ります。
ひよこ・たんぼぼ・すみれ組は午睡布団のみ持ち帰ります。きれいにして月曜日に持たせてください。
- ☆ キーホルダーやお守り類は、トラブルや事故防止の為、つけてこないで下さい。
- ☆ 持ち物には必ず指定の場所に名前を書いて下さい。

《 服装について 》

- ☆ 園服を着用し登所してください。夏場は体育着です。(もも・うめ・さくら組)
- ☆ 衣服は身体にあった着脱し易いものを用意してください。小さなものにも必ず名前の記入をお願いします。スカート付きズボンやチュニック、フード・ひも付きのものは、集団生活の中で危険が伴う場合がありますので、着用させないでください。
- ☆ 髪の毛を結ぶゴムは誤飲を防ぐ為、飾りのないゴムをつけてきて下さい。

《 送迎について 》

- ☆ 甲運小学校西側道路(甲運小入口交差点~桜井交差点)は朝7時30分~8時30分までスクールゾーンになっています。この時間に通行する場合は、申請をお願いします。申請書類は保育所にありますので声をかけてください。
- ☆ 登所は9時30分までをお願いします。園生活のリズムにスムーズに乗れるようご協力ください。
- ☆ 感染症等予防対策として、入り口の消毒をご利用ください。
- ☆ 保育所入り口の鍵は2箇所必ず閉めてください。扉および鍵の開閉は保護者の方が必ず行ってください。また、門扉の出入りの際には、危険防止のため子どもと手をつないで歩いてください。
- ☆ 自動車での送迎時、混雑を避けるため速やかに送迎をお願いします。(子ども達には遊ばないで帰るよう指導しています)また、車を離れる時は盗難防止のためエンジンを止めて降りてください。
- ☆ 自動車の送迎時は、必ずチャイルドシートの着用、また自転車の送迎もヘルメットの着用をお願いします。

- ☆ 送迎の方が変更になる時は、14:30まではコドモンアプリ、それ以降は電話で必ず連絡してください。連絡がない場合は、こちらから確認の電話をさせていただきます。
- ☆ おもちゃを持っての登所、お菓子等を食べながらの登所はさせないでください。
- ☆ 早番ご利用のご家庭は、お子様を保育室の前まで連れて来ててください。(早番時は職員の人数が限られている為)

《 休日（土日・祝日）における緊急連絡先について 》

- ☆ 甲府市（代表）055-237-1161へ連絡し、「〇〇保育所・クラス名・園児名・保護者の連絡先」をお伝えください。所長から折り返し連絡します。

《 連絡について 》

- ☆ 欠席の場合は、保育所に9時30分までにコドモンアプリで連絡をください。クラス・名前・欠席の理由（風邪、家庭の都合等・・・）をお伝えください。【 甲運第一保育所 233-3851 】
連絡のない場合はこちらから安全確認の電話をさせていただきます。
- ☆ 保育所から家庭への連絡は、クラス毎掲示またはコドモンアプリで配信します。毎日確認してください。また、毎月の出欠席集計・発育測定・健康診断・尿検査の結果を確認したら、確認印またはサインをしてください。
- ☆ 保護者の住所・勤務先・退職・連絡先に変更があった場合は、速やかに担任または事務所までお知らせください。
- ☆ 保育中に子どもの傷病等が生じた時は、保護者に連絡します。なお、緊急を要すると判断した場合は医師の診断等適切な処置を行います。連絡先は明確にしておいてください。

《 集金について 》

- ☆ 徴収するお金は、朝登所した際に必ず保育士に手渡しして下さい。その場で確認させていただきます。(降所時・土曜日は除く) また、おつりのないようご協力をお願いします。

《 健康管理について 》

- ☆ 検温し健康状態を確かめ、ひよこ・たんぽぽ・すみれ組はおたより帳に、もも・うめ・さくら組は必ずおたより帳の日付横に記入してから登所させてください。休日に体調不良があった場合にも必ずお知らせください。また、毎日登所時子ども・同居ご家族の健康状態を口頭でお聞きしています。
- ☆ 下痢や嘔吐で欠席した場合や発熱した翌日は自宅で1日様子をみていただき、体調が回復してからの登所にご協力ください。(登所の目安がP14,17にあるのでご確認ください。)
- ☆ 朝食は必ず食べ、登所前に排便をする習慣をつけましょう。
- ☆ 保育所では、原則として投薬は行わないことになっています。病院を受診した際には、入所して保育所では原則として薬の使用ができないことを主治医にお伝えください。その上で、家庭での摂取可能な1日2回の処方にしていただけるようお願いしてください。また、1日3回の処方であっても①朝・②帰宅してからの夕方・③夜就寝前 などに服用可能か主治医に確認していただきますよう
よろしく願いいたします。慢性疾患などでやむを得ない場合はご相談ください。

- ☆ 気管支炎拡張テープは子どもの背中など手が届かない場所に貼ってください。剥がれないように上からテープ等で覆ってください。貼って登所した際は職員に伝えてください。
- ☆ 予防接種は、保護者の責任において体調が良い時に計画的に接種してください。予防接種を受けた当日は、安静と家庭での状態観察が必要になりますので、予約は午後や週末に取るようにしてください。また、接種した時は担任にお知らせください。(その後の園での体調変化を見るためです)
- ☆ 入所後、ご家庭でけいれんや肘内障・アレルギー症状などがあった場合は必ずお知らせください。

《 感染症について 》

- ☆ 保育所で感染症が発生した場合は、掲示板等でお知らせします。感染症流行時に感染症が疑われる症状が見られる場合は医療機関への受診をお願いします。
- ☆ 園児が感染した場合、または家庭内（保護者や同居家族）において、インフルエンザや新型コロナウイルス、胃腸炎など感染力の強い感染症が発生した場合は、速やかに保育所にお知らせください。
- ☆ 園児が感染した場合、感染症登所基準により「意見書（医師記入）」か「登所届（保護者記入）」が必要になります。令和7年度よりインフルエンザは学校保健安全法に基づき登所届（保護者記入）に変更になりました。新型コロナウイルス感染症は、甲府市独自の「登所届（保護者記入）」となっています。
- ☆ 「医師の意見書が必要な感染症について」と「意見書（医師記入）」、「保護者の登所届が必要な感染症」と「登所届（※当日の朝記入）」の様式は、別添P14～P18にあります。お子さまの様子をお伝えいただき、手渡しでお願いします。

12 保育所と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保育所と家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと・わからないことはいつでも職員にお尋ねください。連携の方法として、送迎時や連絡帳・園便り・クラス便り・保育室前の掲示板・入り口の感染者情報・保健だより・保護者アンケートなどで必要に応じお知らせします。

13 苦情・相談窓口 解決のしくみ （保育所入口に掲示）

- 保護者 ⇒ 意見・要望等の受付（主任保育士）⇒ 相談・解決 責任者（所長）
- * 話し会いにより意見・要望等を解決します
 - * 第三者委員（児童民生委員）が必要に応じて話し合いに立ち会います
 - * 給食展示食の下に意見箱を設置しています

◎ 保護者とのコミュニケーションをとりながら、信頼関係を築き
地域に根ざした保育所づくりに努めます

14 虐待防止のための対応について

- ◎ 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法等に関する法律の規定に従い、児童相談所など適切な機関に通告します

15 嘱託医



◎ 以下の医療機関（内科・歯科）と嘱託医契約を締結しています。

病院名	医師名	住所	電話番号
ほしの内科クリニック	星野 和實	甲府市和戸町 389-3	055-235-5225
クボデラ歯科医院	久保寺 篤	甲府市桜井町 43-1	055-235-1180

16 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火・救出・その他必要な訓練を実施しています。

保護者への連絡方法として、コドモンアプリ（電話）にて対応しています。



避難訓練	避難訓練は毎月1回実施 *別途消防計画及び防災計画により対応
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・自動火災報知器 ・カーテン、じゅうたん等の防災処理 ・ガス漏れ報知器 ・窓ガラス飛散防止フィルム

※ 台風・大雨・大雪などの緊急時、保育時間の短縮や休園となる場合があります。

コドモンアプリ（電話）を通じて連絡するので、適宜の方法で登降所へのご協力をお願いします。

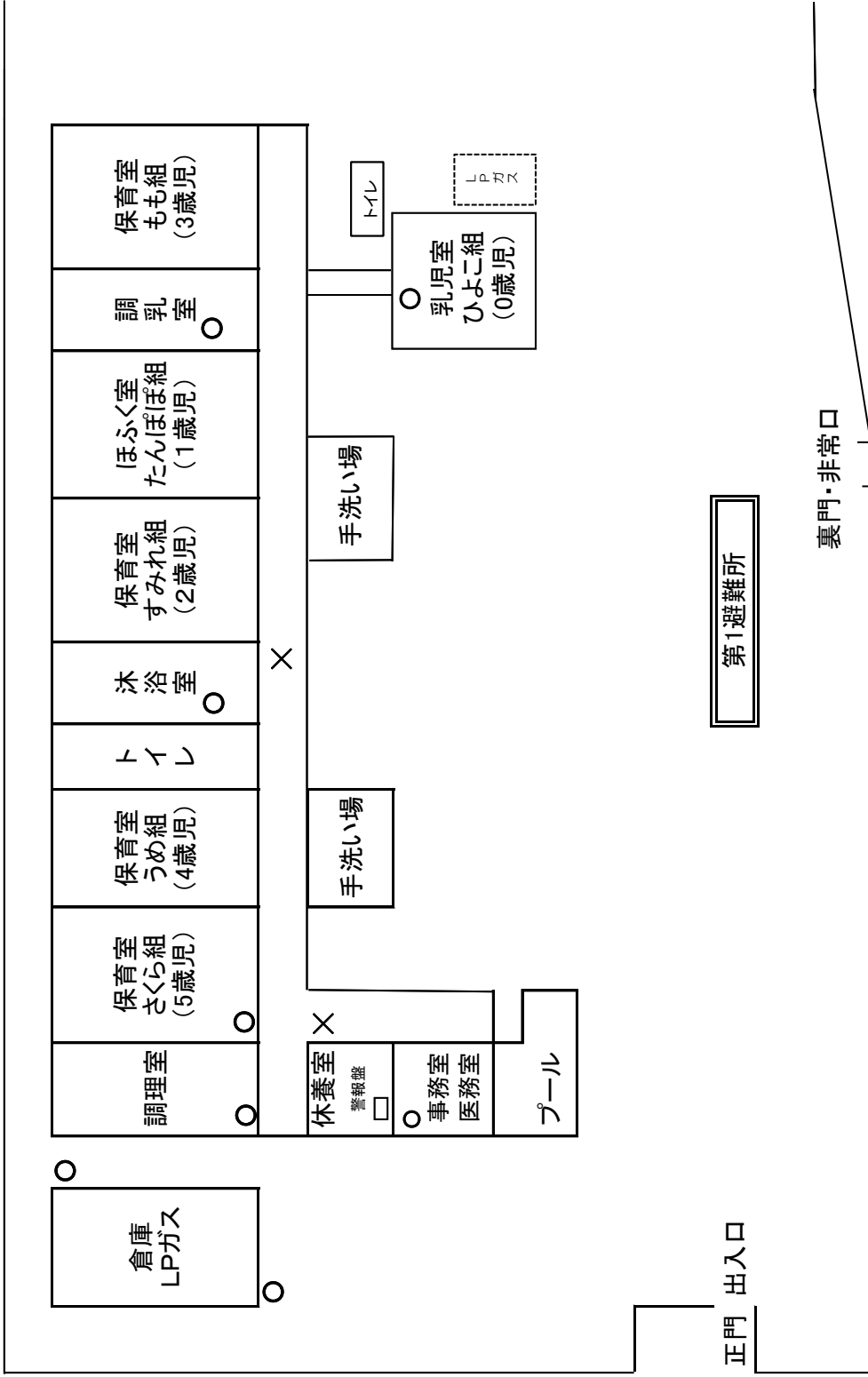
17 地域との交流及び育成支援

☆ 地域の人や場、関係機関と連携を取り、次世代育成支援の観点から、小学生・中学生の職場体験学習・高校生のインターンシップ・保育士養成機関の学生の保育実習を受け入れています。

18 SNS における写真等の取り扱いについて（お願い）

☆ 保育所の行事等で撮られた写真や動画を写っている人の許可を得ず、SNS 等にあげたりしないようにしてください。

園舎見取り図



甲 運 小 学 校
第 2 避 難 所

※状況により避難経路(正門・裏門)を変更する

○印…消火器

×印…警報機

□印…警報盤

○印…消火器

×印…警報機

□印…警報盤

デイリープログラム

年齢別の主な内容			
時間	0歳児 (ひよこ組)	1・2歳児 (たんぽぽ・すみれ組)	3歳以上児 (もも・うめ・さくら組)
7:30 ～ 8:30	早朝保育		
9:30	順次登所 健康観察・検温 自由遊び	順次登所 健康観察・検温 自由遊び	順次登所 朝の支度 自由遊び
11:00	手洗い 朝の会 おやつ おむつ交換 ※睡眠 自由遊び	手洗い 朝の会 おやつ 排泄 自由遊び	朝の会 年齢別保育 排泄
15:00	手洗い ※給食 ※(離乳食・授乳) おむつ交換 着替え 睡眠	手洗い 給食 排泄 着替え 午睡	手洗い・うがい 給食 排泄 着替え 午睡
17:00 ～ 19:30	視診・検温 おむつ交換 手洗い おやつ 帰りの会 自由遊び おむつ交換 順次降所	視診・検温 排泄 手洗い おやつ 帰りの会 自由遊び 排泄 順次降所	視診 排泄 手洗い おやつ 帰りの会 自由遊び 順次降所
17:00 ～ 19:30	残留保育 延長保育 (18:30より延長保育料200円をいただきます)		

※ 月齢に応じて時間帯が異なります









☆ 排泄は個別により時間帯以外にも対応していきます

☆ 保育短時間認定 8:30～16:30 / 保育標準時間認定 7:30～18:30

この時間帯以外は延長保育となり、延長保育料金がかかります

令和8年度 年間行事予定

※ あくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご了承ください。

	保育所みの行事	保護者参加の行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・進級式(在園児) ・タグラグビー(さくら) 	<ul style="list-style-type: none"> * 入所式(新入所児のみ) 
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・春の健康診断 (午前/歯科・午後/内科) ・タグラグビー(さくら) ・さつまいも苗植え(もも うめ さくら) ・サッカー教室(さくら) 	<ul style="list-style-type: none"> * 親子遠足(さくら) 
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・タグラグビー(さくら) 	<ul style="list-style-type: none"> * 保育参観(もも うめ さくら)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏まつり ・プール開き ・七夕飾り ・すいかわり ・じゃがいも掘り ・タグラグビー(さくら) 	<ul style="list-style-type: none"> * 夏まつり(さくら組保護者) * 個別懇談(もも うめ さくら) 
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の遊び ・プール納め 	
9月		<ul style="list-style-type: none"> * 引渡し訓練
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の健康診断 (午前/歯科・午後/内科) ・タグラグビー(さくら) ・さつまいも掘り(もも うめ さくら) 	<ul style="list-style-type: none"> * 運動会 
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・七五三参拝 ・タグラグビー(さくら) 	<ul style="list-style-type: none"> * 公立保育所 5 園による キッズフェスティバル(さくら)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちつき・鏡餅作り(さくら) ・タグラグビー(さくら) ・英語教室(さくら) 	<ul style="list-style-type: none"> * クリスマス会 
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・お正月あそび ・小正月まゆ玉作り(さくら) ・タグラグビー(さくら) ・英語教室(さくら) 	<ul style="list-style-type: none"> * 保育参観(AM もも うめ さくら PM ひよこ たんぽぽ すみれ) 
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分【豆まき】 ・おわかれ遠足(さくら) ・なかよし交流会(すみれ,もも,うめ,さくら) ・タグラグビー(さくら) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・タグラグビー(さくら) ・お別れ会/お楽しみ給食 ・甲運小学校 1 年生との交流会 (さくら) ・じゃがいもの種芋植え 	<ul style="list-style-type: none"> * 保育証書授与式(卒園式)(さくら) 

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後位	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（アデノウイルス・プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないとみとめられていること。（抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌の陰性が確認されていること
急性出血性結膜炎（アポロ病）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としています。

※以上の表にない感染症である、「エボラ出血熱」「クリミア・コンゴ出血熱」「痘瘡」「南米出血熱」「ペスト」「マールベルグ熱」「ラッサ熱」「急性灰白髄炎」「ジフテリア」「重症急性呼吸器症候群(SARS、MARS)」に関しては、完全に治癒してからの登所となります。
登所の判断は保健所や入院医療機関の指示によるため、意見書には含まれません。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること (無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)
--------------	--------	---

<意見書(医師記入)>

意見書(医師記入)

甲運第一 保育所 施設長殿

入所児童名

生年月日 平成・令和 年 月 日

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	麻しん(はしか)
	インフルエンザ(A・B)
	風しん
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登所可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

登所届【新型コロナウイルス感染症用】（保護者記入）

保育所 施設長 殿

入所児童名 _____

生年月日 平成・令和 年 月 日

(病名) 【新型コロナウイルス感染症】

(医療機関名) _____ (令和 年 月 日受診)
 において、新型コロナウイルス感染症と診断されましたが、「発症した後5日を経過」、かつ
 「症状が軽快した後1日を経過」し、健康が回復したことから、令和 年 月 日より
 登所します。

日にち	発症日 /	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した日に○								

令和 年 月 日

保護者名 _____

例

		発症日翌日から5日間は登所できません						
日にち	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
		5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14
症状が軽快した日に○	0日目			○	1日		登所可能	
症状が軽快した日に○	0日目					○	1日	登所可能
症状が軽快した後1日を経過するまでは登所できません								

※ 症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しい等）が改善傾向があることをいいます。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
流行性嘔吐下痢症 ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、かつ普通便となり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※お腹の風邪、腸感冒、胃腸炎、急性胃腸炎は、すべて感染性胃腸炎とし、登所届が必要です。

※アタマジラミ症、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)、ヒトメタニューモウイルスの診断があった場合も登所届の記入をお願いします。

< 登所届 (保護者記入) >

登所届 (保護者記入)

甲運第一 保育所 施設長 殿

入所児童名

生年月日 平成・令和 年 月 日

(病名) (該当疾患に☐をお願いします)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑(りんご病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹
<input type="checkbox"/>	その他()

(医療機関名) _____ (令和 年 月 日受診)において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 令和 年 月 日
より登所いたします。

令和 年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登所届の記入及び提出をお願いします。

個人情報使用について

個人情報保護法の規定に基づき、児童及びその保護者等に関わる個人情報について保護者の皆様方の同意を得た上で情報の取り扱いを行います。つきましては、下記の内容に同意していただける方は裏面の同意書に記入し、切り取り線以下の〈保育所用〉の提出をお願いいたします。

- ・小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、就学にあたり入学する予定の小学校に保育所児童保育要録を送付し、情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・コドモンアプリの登録に関する必要な情報の提供を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・絵画等の展示や写真撮影及び報道機関(テレビ・新聞等)に必要な情報の提供を行うこと。

以上